公共政策の手段

- 直接供給・直接規制
 - 直接供給

初等教育など

• 直接規制

排出基準の直接規制など

- 誘引
 - 誘導 環境開発助成金
 - ◆ 誘因 二酸化炭素の排出権を取引する市場など、インセンティブを与える
- その他―啓発

啓発

直接供給

- ・公共財の場合
 - 消費の ^{非競合性}
 - 排除不可能性
 - •例:国家安全保障、灯台、 街灯

アメリカは自治体消防、有料の自治体もある

- 消防サービスはどうか
- 教急車のサービスはどうか

アメリカやカナダは有料、日本んはむしろ少数派

- 道路
 - 建設を担当するもの
 - 価格形成 市場メカニズムが働いていない為、価格形成が難しい。入札を行う。
- 橋・有料道路
 - ・排除可能性の存在 _{民間提供可能}

直接供給

- 自然独占 の場合
 - 巨額の初期資本が必要で規模の経済が働く
 - 例:水道、ガス、電気、 電話
 - 消費の非競合性
 - 排除可能性
- ①政府による <u>直接供給</u>
 - 水道…自治体の直接供給の 場合が多い
 - ・But ベオリア

- ②地域独占を認める代わりに 料金を公共料金として規制ガス、電気
- ・消費が競合する場合
 - 私的財
- サミュエルズ『日本における国家 と企業』(Samuels, "The Business of the Japanese State")

固定電話。日本電電公社。 民営化。 JR民営化。

古典的欧州モデルと米国モデル

- インフラ向けの財・サービス
- 公企業(Public Firms. 欧州)
 - 財務省により管理された狭い枠組み内で事業可能な | 官僚制組織
 - 価格引き上げ⇒ <u>政府の許可</u>が必要
 - 例)DB(ドイツ鉄道)、フランス電力会社、旧フランスガス公社、旧・ドイツの8電力会社、
- 公益事業 (Public Utilities. 米国)
 - 州・地方政府によって決められた 規制 の枠組み内で活動する 民間所有 の企業が提供
 - 例)Pacific Gas and Electric Company PG&E

古典的欧州モデルと米国モデル

- ・いずれも財・サービスの価格交渉を行う一方で参入制限をする 規制制度下の運営。
 - ・基本的に 独占企業
 - 価格設定…政府や 規制機関 が行う。
 - ・欧州の公企業の価格引き上げには政府(財務省)の許可が 必要
- ・従来の公的規制の動機づけ=埋没費用(サンクコスト) (cf.変動費)
 - インフラ投資は巨額(ex. 発電施設、電力網。鉄軌道。)
 - → 投資回収 には長期が必要→競争は免許により制限

自由化の波がもたらした変化

- インフラ部門…原則として参入自由に
 - ∴ 「規制緩和のみが効率性もたらす」 とりこ理論
 - 参入の自由⇒価格↓⇒規制緩和された市場…大量の財・サービスの供給
 - ・規制緩和 された市場⇒民間からの新規参入者⇒競争に直面⇒ 公企業組織の変化…ガバナンス構造の変化(迅速な意思決定と 企業利益の促進) = 戦略としての法人化
- ・欧州…公益事業モデルを採用 by 規制緩和、民営化
- 欧州と米国の違い…株式所有者 欧州…国家 米国…民間

直接供給

- 価値財 (<mark>準公共財</mark>) の場合
 - 私的な選択に任せておくと 十分な供給が行われないと いう判断が社会的になされ、 政府がパターナリズム(親か) ら供給するもの
 - 例:教育、住宅、医療
 - 市場でも供給可能
 - 私立学校、民間住宅、私的医療機関
 - 1960年代のイギリス

- 価値財の現物給付…バウチャー 方式
- 現金給付
 - ・ 負の所得税
 - 対象:所得の低い人
 - •額:所得により変化
 - ベーシックインカム
 - 対象: 全員
 - •額:一律

直接規制

- ・規制…政府がその強制力を背景にして人々や企業などの組織を対象に規則を定め、その規則に違反した者に対して制裁を課す方法
- 規制行政
 - 法令(法律、行政命令)に基づいて
 - ・普遍的一般的な規則・ルールを成文化して周知

- 経済的 規制
 - ・ 公共料金の規制
 - ・独占禁止法による規制
- 社会的 規制
 - ・消費者、労働者の安全・健 康確保
 - 環境保全
 - ・災害防止や災害対応
 - 資格制度の形の規制
 - 情報の非対称性

規制行政の実効性

- 違反者の類型 知らないので
- 執行戦略の類型

① 善意の違反者

① 周知戦略

- ② 悪意の違反者
- ③ 異議申立者特定の規制を不正と思い
 - 意義を申し立てる
- 制止」戦略
- 物理的な装置の設置

政権の不正を確信し、政権の全ての規制を無視する

制裁者戦略 不利益を負わせる

- ④ 適応戦略
 - 行政機関側が規制法令を 機械的に執行するのは適 当でないと判断したとき にとられる

違反者の主張が最も、あるいは 全く新たな事例。その場合黙認。

違反者の類型と執行戦略の類型

		行政機関・行政職員の執行戦略			
		柔軟な対	強硬な対応		柔軟な対
		応		@#II#DWD	心液点类
		①周知戦 略	②制止戦 略	③制裁戦 略	④適応戦 略
違反者の類型	①善意の違反者	効果あり	効果あり	直接の効果なし	効果なし
	②悪意の違反者	効果なし	効果あり	効果あり	逆効果の 余地あり
	③異議申立者	効果なし	逆効果の 余地あり	逆効果の 余地あり	効果あり
	④反抗者	効果なし	効果あり	逆効果の 余地あり	行政側の 屈服

西尾勝『新版行政学』(有斐閣、2001)223頁

誘引

- 誘引=インセンティブ ある行為を増やす方向、減ら す方向への報酬と制裁
- 誘導 型
 - 特定の行為を好ましい方向 へと導こうとすること
 - 例:有害物質の除去設備へ の企業投資の誘導
 - ✔補助金、低利融資、 税負担軽減
 - ✔制裁…罰金

市場の利用

- 誘因型
 - インセンティブを継続的に 持たせる仕組みの構築
 - 例: ピグー税(環境税)汚染物質を減らすインセンティブ(誘因)が存在
 - •例:新規の市場創設、 排出権取引

その他の手段

- ・啓発的手段 事実の提示
 - •情報の 非対称性 の場合
 - 政府が品質を保証、情報 を提供
 - ・食品の表示
 - 外務省の渡航安全の情報提示

公共政策はどのような形で示されるか

- 議会制定法
 - 法律
 - 行政機関の権利・手続、国民の権利・義務について規定
 - 政策を規範面から支える
 - 条例
 - 地方議会の制定法、法律優先の原則
- 議会制定法の委任を受けた政令・省令等
 - 政令 閣議決定、省令一大臣決定
- 計画
- 予算
- 行政機関の行動基準、指針